

## 令和7年第4回羅臼町議会定例会（第2号）

令和7年12月11日（木曜日）午前10時開議

### ○議事日程

- 日程第 1 認定第 1号 令和6年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2号 令和6年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3号 令和6年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4号 令和6年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5号 令和6年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6号 令和6年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について  
羅臼町各会計決算特別委員会委員長報告
- 日程第 7 議案第53号 令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 8 議案第54号 令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第55号 令和7年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第56号 令和7年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第57号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第58号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第59号 羅臼町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 日程第14 議案第60号 羅臼町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 日程第15 議案第61号 羅臼町企業立地振興条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第62号 羅臼町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第63号 羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 議案第64号 財産の取得について
- 日程第19 議案第65号 羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 日程第20 発議第 4号 春松小学校・幼稚園有効活用検討特別委員会の設置に関する決議
- 日程第21 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○出席議員（10名）

議長	10番	佐藤	晶	君	副議長	9番	小野	哲也	君
	1番	米井	宏喜	君		2番	浜岸	昭仁	君
	3番	小川	雅勝	君		4番	山下	竜哉	君
	5番	加藤	勉	君		6番	田中	良	君
	7番	高島	譲二	君		8番	松原	臣	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋	稔	君	副町長	川端	達也	君
教育長	石崎	佳典	君	監査委員	松田	眞佐都	君
企画財政課長	鹿又	明仁	君	企画財政課参事	三宅	悠介	君
総務課長	湊	慶介	君	町民環境課長	野田	泰寿	君
税務担当課長	鹿又	芳弘	君	保健福祉課長	本見	泰敬	君
保険福祉課参事	七海	隆之	君	保健担当参事	飯島	祥子	君
産業創生課長	飯島	東	君	まちづくり担当課長	伊藤	芳征	君
建設水道課長	佐野	健二	君	学務課長	八幡	雅人	君
社会教育課長	長岡	紀文	君	会計管理者	大沼	良司	君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	平田	充	君	議会事務局次長	堺	勝敏	君
--------	----	---	---	---------	---	----	---

---

午前10時00分 開議

---

◎開 議 宣 告

---

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本定例会は、ペーパーレスを目的としたタブレットやパソコンの持ち込みを許可しております。また、報道機関や行政のカメラ及びパソコンの持ち込みも許可いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 認定第1号 令和6年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第2 認定第2号 令和6年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第3 認定第3号 令和6年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第4 認定第4号 令和6年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第5 認定第5号 令和6年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第6 認定第6号 令和6年度羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 認定第1号令和6年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第6 認定第6号令和6年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括議題といたします。

本件については、委員長の報告を求めます。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長、松原臣君。

○8番（松原 臣君） 羅臼町各会計決算特別委員会審査報告書。

令和7年9月9日に開催された第3回定例会において、本特別委員会に付託されました令和6年度目梨郡羅臼町各会計決算認定6件につきましては審査を実施しましたので、その経過及び結果を次のとおり御報告いたします。

1、付託事件。

認定第1号令和6年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算、1件。

認定第2号から認定第5号令和6年度目梨郡羅臼町特別会計歳入歳出決算、4件。

認定第6号令和6年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算、1件。

## 2、審査の経過。

本特別委員会は、令和7年度第3回定例会において設置され、同時に付託された決算認定6議案について、閉会中の10月1日及び20日、21日、11月7日の4日間にわたり、慎重なる審査を行ってまいりました。

本議案の審査に当たりましては、予算の執行がその目的に沿い、また、関係法令の規定に準拠し、適正かつ効率的に行われたかを念頭に置きながら慎重に審査を進めたところであります。

このため、本委員会は「最少の経費で最大の効果を上げる」という行政運営の基本にのっとり、各会計別に令和6年度予算の主要な施策がいかに行われたか、それが住民のためになっているのかを重視いたしました。

そして、この審査を新年度に生かしていくことが重要と考え、本委員会は、審査過程の中で議論のありました下記事項を総括質疑において町長の考えを聞き、最終意見を取りまとめ、審査を終了しました。

### 総括質疑事項。

①合併浄化層の設置率向上に向けた取組について。

②各種補助事業における取組について。

## 3、各会計審査結果。

認定第1号令和6年度目梨郡羅臼町一般会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

歳入においては、町税が令和5年と比べ同じ程度ですが、漁業不振や人口減少により、町税をはじめ実質収支を確保することができたことは、令和6年度以降への十分配慮した決算となりました。

災害への備えなど、基金残高確保に向けた取組は必要であります。基金の積立目標額及び活用計画を明確にし、それぞれバランスを取りながら、引き続き健全な財政運営の維持に向けて最大限の努力を求めます。

当町において、歳入確保は町財政を運営する上で大変重要であり、今後も少子高齢化の進行、人口減少対策、町民ニーズの多様化などへの対応が考えられます。

町税や公共料金等の主要財源の収納に対しては、今後も町民の納付意識の高揚を図りながら、「公平・公明・公正」の観点で、羅臼町債権管理条例の下、さらなる収納率向上を求めるものであります。

認定第2号令和6年度目梨郡羅臼町国民保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

国保税は、収納率、収入額ともに努力の成果が表れています。今後も収納対策に万全を期し、新たな滞納の抑制に努めることを求めます。

あわせて、健康づくりや予防活動の充実・強化を図り、医療費の縮減につながる取組を望むとと

もに、安定した会計運営を期待いたします。

認定第3号令和6年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

当年度において、減少傾向ではあるが収入未済額が発生していることから、介護保険制度に対する理解を求めながら、収入未済額のさらなる縮減に向けた対策を講じるよう求めます。

認定第4号令和6年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第5号令和6年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第6号令和6年度目梨郡羅臼町水道事業会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

今後の水道事業運営を考慮したとき、漁業不振や人口減少による収入減や当面続く多額の企業債償還金に加え、切迫している水道管の老朽化対策など、早期の水道ビジョンの策定及び住民説明、周知を求めるとともに、事業経営の安定に向けた資金計画、収納率の向上や新たな滞納の抑制に努めるとともに、さらなる措置を講ずることを望みます。

また、極めて深刻な状況にあっても、施設設備の維持・点検に十分配慮し、安全で安定した水道事業運営が行われるよう、より一層の努力を求めます。

以上、本委員会に付託されました各会計の審査結果を申し上げましたが、当町の財政構造は、依然として地方交付税への依存度が高く、硬直した財政状況が続いています。

こうした状況において、令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率は、早期健全化基準並びに財政再生基準、経営健全化基準の基準値を全て下回ることができたことは、理事者、職員の努力の結果であります。

町税及び使用料等の歳入確保は、町政運営の根幹をなす最も重要な自主財源であり、基幹産業である漁業不振は極めて深刻な状況ではありますが、公平・公正の観点から、納税秩序の維持に努め、町が有する全ての債権についても関係課連携の下、債権管理条例に基づき、収納対策や滞納整理に努められたい。

一方で、ふるさと納税事業に関しては、基金積立はもとより、地域経済の活性化にも大いに寄与していることから、今後も寄附者にとって魅力ある取組に期待するものであります。

総括質疑で申し上げました事案については、意見を十分に検討の上、今後の予算へ反映していただきたいと考えます。

さらには、基幹産業である漁業不振に対し、関係機関との連携・協力を強固なものとし、町の景気対策に力を注ぐことが急務であります。そして人口減少対策、魅力のあるまちづくりへの取組等、自主財源確保に向けた施策の展開をしていただきたいと思います。

また、中長期的な行財政運営に視点を置きながら、限られた財源の効率的かつ効果的な活用により、将来にわたり住民のための健全で安定した行財政運営に向けた最大限の努力をされるよう求め

ます。

最後に、理事者・職員の皆様に対し、本決算審査の円滑な運営に御協力いただいたことにお礼を申し上げ、令和6年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算6件について、本委員会は、全員一致で認定すべきと決定しましたので報告いたします。

令和7年12月11日、羅臼町各会計決算特別委員会委員長、松原臣。

羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

ありがとうございました。

○議長（佐藤 晶君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

この質疑については、会議規則第42条により、審査の経過と結果に対する質疑といたします。

これより質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号から認定第6号までの6件を一括採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第1 認定第1号令和6年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第6 認定第6号令和6年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件は、認定することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第7 議案第53号 令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第53号令和7年度目梨郡羅臼町一般会計補正を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第53号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第54号 令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業  
特別会計補正予算

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第8 議案第54号令和7年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 討論なしと認めます。

これから、議案第54号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第54号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第55号 令和7年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別  
会計補正予算

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第9 議案第55号令和7年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 討論なしと認めます。

これから、議案第55号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第55号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第56号 令和7年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療  
事業特別会計補正予算

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第10 議案第56号令和7年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 討論なしと認めます。

これから、議案第56号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第56号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第57号 羅臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償条  
例の一部を改正する条例制定について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第11 議案第57号羅臼町議会議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 討論なしと認めます。

これから、議案第57号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第57号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第58号 職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例制定について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第12 議案第58号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 討論なしと認めます。

これから、議案第58号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第59号 羅臼町乳児等通園支援事業の設備及び運営に  
関する基準を定める条例制定について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第13 議案第59号羅臼町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第59号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第60号 羅臼町特定乳児等通園支援事業の運営に  
関する基準を定める条例制定について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第14 議案第60号羅臼町特定乳児等通園支援事業の運営に関する  
基準を定める条例制定についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第60号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第61号 羅臼町企業立地振興条例の一部を  
改正する条例制定について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第15 議案第61号羅臼町企業立地振興条例の一部を改正する条例  
制定についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第16 議案第62号 羅臼町立学校設置条例の一部を改正する  
条例制定について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第16 議案第62号羅臼町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議案第63号 羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する  
条例制定について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第17 議案第63号羅臼町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第63号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第18 議案第64号 財産の取得について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第18 議案第64号財産の取得についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第64号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第19 議案第65号 羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第19 議案第65号羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第65号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第20 発議第4号 春松小学校・幼稚園有効活用検討特別  
委員会の設置に関する決議

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第20 発議第4号春松小学校・幼稚園有効活用検討特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○6番（田中 良君） 春松小学校・幼稚園有効活用検討特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、春松小学校・幼稚園有効活用検討特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称。

春松小学校・幼稚園有効活用検討特別委員会。

2、設置の根拠。

地方自治法第110条及び委員会条例第5条。

3、目的。

春松小学校・幼稚園有効活用に関する調査・検討。

4、委員の定数。

9名（議長を除く。）

提出の理由。

今後の当町のまちづくりを進める中で、一校一園化後の春松小学校・幼稚園の空き施設及びグラウンドの有効活用については、地域の発展と住民福祉の充実を図るためにも大変重要であります。

そのため、議会としても急速に進む少子高齢化などの地域社会の変化を踏まえ、庁舎内検討会議の提案内容と整合を図りつつ、地域創生等様々な観点から、空き施設を地域の資源として有効活用する取組を検討するべく、このたび春松小学校・幼稚園有効活用検討特別委員会を設置するものであります。

申し訳ありません。

発議第4号で、春松小学校・幼稚園有効活用検討特別委員会の設置に関する決議でございます。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和7年12月11日提出。羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、田中良。

賛成者、羅臼町議会議員、米井宏喜、同じく松原臣、同じく浜岸昭仁。  
よろしくお願ひします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 討論なしと認めます。  
これから、発議第4号を採決します。  
この採決は起立によって行います。  
発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。  
（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。  
したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。  
お諮りします。  
ただいま春松小学校・幼稚園有効活用検討特別委員会の設置が決定されました。  
委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において正副委員長の互選をお願ひしたいと思います。議員控室へお願ひいたします。  
正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

---

午前10時36分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。  
休憩前に引き続き、会議を開きます。  
休憩中に開催されました春松小学校・幼稚園有効活用検討特別委員会において、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりました。  
春松小学校・幼稚園有効活用検討特別委員会委員長に田中良君、副委員長に米井宏喜君、以上のとおり互選の旨、報告がありました。  
委員長、田中良君。

○6番（田中 良君） 春松小学校・幼稚園有効活用検討特別委員会の委員長の田中良です。  
ただいま本特別委員会に付託されました春松小学校・幼稚園の有効活用に関する調査、検討について、閉会中の継続審議の議決をお願ひいたしたく、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 晶君） お諮りします。  
ただいま春松小学校・幼稚園有効活用検討特別委員会委員長から、閉会中の継続審査の申出がありました。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、春松小学校・幼稚園の有効活用に関する調査・検討は、春松小学校・幼稚園有効活用検討特別委員会に付託し、調査、検討を終了までの間、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎日程第21 各委員会閉会中の所管事務調査の件

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第21 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りします。

各委員長から、委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第22 議員派遣の件について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第22 議員派遣の件についてを議題といたします。

羅臼町議会議員行政視察については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

---

#### ◎町長 挨拶

---

○議長(佐藤 晶君) ここで、町長より年末の御挨拶があります。

町長。

○町長(湊屋 稔君) ただいま議長よりお許しをいただきましたので、令和7年最後の定例会に際しまして、年末の御挨拶をさせていただきますと思います。

まずは町民の皆様、そして議員各位に対しまして、今年一年の町政への御理解、御協力に心から

感謝を申し上げます。

また、先ほど第4回定例会に上程をさせていただきました議案について、御決定いただきましたこと誠にありがとうございました。

令和7年を振り返ってみますと、やはり羅臼町の基幹産業である漁場が近年の地球温暖化などの影響もあり、海水温の上昇が進み、主要漁種であったサケやホッケが減少し、これまでの生息域を超えてブリやフグなどの温暖な地域で水揚げされている魚が増えてきている状況が顕著になってきております。

新たに水揚げされているフグやブリなどの取引先などの確保や商品化への取組についても、羅臼町としてできる限りの協力・支援をしていきたいと考えております。そのような体制を構築しながら、来る令和8年の浜は大漁で活気づくことを心から願っております。

令和8年は、このような状況に対して、羅臼町として気候や環境を左右することは非常に難しいことではありますが、羅臼町の目指すゼロカーボンシティへの取組や、地熱を中心としたクリーンエネルギー事業の推進をさらに進め、世界自然遺産知床の羅臼町として、その使命と役割、責任を果たしてまいります。

今回の定例議会でも、複数の議員から御質問があったヒグマなどの鳥獣対策につきましては、町民の皆様の御理解と御協力をいただき、また、これまでも危険な現場で御尽力されてきた羅臼町猟友会の方々とコミュニケーションを大切に、人命を第一に、ヒグマとのあつれきを防ぎ、共生・共存を目標に、知床モデルの確立を目指してまいります。

近年は、人口減少に歯止めがきかない状況は変わっておりませんが、少しずつではありますが、企業誘致の推進、移住・定住対策や高校生の地域留学への取組などの効果が出てきていると感じておりますので、生活環境を整えるための二次交通確保や医療・福祉の充実も含め、今後もしっかりと行ってまいります。

まだまだやらなければならないことは山積みではありますが、町民の幸せを第一に、令和8年も羅臼町職員とともに一丸となって取り組んでまいります。

議員の皆様には、今年3月の第1回定例会から本日第4回の定例議会まで、多くの一般質問を頂戴し、答弁をさせていただきました。私の答弁で至らない点もあったかと思いますが、議員皆様の温かい対応でお許しいただいたこともあったと思います。

いずれにいたしましても、議員皆様の御協力により、こうして年末、新年を迎えることができそうです。今年も町政運営に格別なる御理解をいただきましたことに感謝し、来る新しい年も一層の御指導賜りますようお願いを申し上げます。

年末を迎え、心より思うことは、やはり大漁で活気のある浜であること、観光やお仕事で来られる方々や、何より羅臼町の皆様が安心して生活や経済活動ができる平穏で平和な毎日を願うばかりであります。令和8年は60年ぶりの丙午であります。丙午の年は災害が多いとか諸説ありますが、新しい発展の芽が生まれる年。それは飛躍のチャンスの年といったポジティブな説を信じ、町民一人一人に幸せを運び、羅臼町にとって飛躍の年になりますことを祈念し、年末の挨拶とさせていただきます。

議員の皆様、町民の皆様、どうぞ良いお年をお迎えください。ありがとうございました。（拍手）

---

◎閉会宣告

---

○議長（佐藤 晶君） 以上をもちまして、会議を閉じます。

令和7年第4回羅臼町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員